

アメリカ先住民居留地の「内国植民地」化政策

——フィリピン植民地政策との連続性に注目して——

宮下敬志

本稿の目的は、第一に、19世紀末にアメリカ先住民統治政策が確立するまでの歴史を論じることであり、第二に、19世紀末に確立した先住民統治政策と20世紀初頭の植民地統治政策の歴史的な連続性を説明することである。

19世紀の先住民政策史は多くの研究者によって論じられてきたが、先住民居留地を「植民地」に類する空間（「内国植民地」）と捉えた研究や、居留地で実践されていた統治政策が植民地政策の前例となっていたことを論じた研究は少ない。そこで、本稿では、先住民居留地において「植民地」統治政策が確立するまでの歴史的経緯と（第1節）、「植民地」政策の形成に果たした先住民改革者の役割とを論じる（第2節）。その上で、先住民改革者や植民地教育官僚の手によって、先住民統治政策が植民地に「輸出」されていたことを、フィリピン植民地を例に説明していく（第3節）¹⁾。

第1節 先住民居留地の「内国植民地」化

19世紀前半における「植民地」化の進展

先住民に対する近代的な「植民地」支配は、合衆国建国以後の19世紀の出来事だった。なぜなら、18世紀末まで、先住民諸部族は、事実上、「独立した国家」であったからである。例えば、東部のイロコイ同盟は大西洋沿岸からミシシッピ川上流域までの領土を支配していたし、南部でも、チェロキー族などが黒人奴隷制を導入しながら部族の領土を確保していた²⁾。

19世紀初頭になると、アメリカ西漸運動の進展に伴って、東部や南部の先住民諸部族はその勢力を弱めた。例えば、イロコイ同盟は、1784年のフォート・スタンウィック条約などにより大部分の土地を失って、ニューヨーク州が監督する居留地その他に定住させられたし、南部のチェロキー族なども、合衆国との戦争や州政府による恫喝や違法条約などの結果、1830年代までにオクラホマ居留地に移住させられた。このうち、チェロキー族の移住は、「涙の道」として知られており、軍隊に率いられた2ヶ月の強行軍によって4000名余りの人々が死亡したといわれている³⁾。

チェロキー族などオクラホマに移住させられた諸部族（文明化5部族）は、移住後に「近代的な国家機構」を再整備して、自らの文化や権利を守りながら合衆国の支配に抵抗し続けた。だが、連邦政府は1831年の「チェロキー族対ジョージア州訴訟事件」の判決以後、先住民部族を「国内の従属国家」として取り扱う方針を公式に定めると、その翌年には、陸軍省にインディアン対策局（BIA）を設置して、先住民の管理と「文明化」のため各居留地にインディアン監督官を派遣する制度を樹立した。こうした結果、先住民諸部族に対する連邦政府の支配は徐々

に強化されていった⁴⁾。

しかしながら、南北戦争が始まると、政府の計画は中断した。戦略的に重要でないオクラホマ居留地から、連邦政府が駐留軍（北軍）や監督官を撤退させたからである。その結果、文明化5部族は南部連合国の同盟を迫られ、北軍によるオクラホマ地域に対するゲリラ戦術や略奪によって莫大な損害を被った。さらに、1866年の講和条約では、オクラホマ居留地の半分が連邦政府に割譲された上、彼らの領地の中に西部平原地域などの先住民居留地を設けることが決まった⁵⁾。

こうして、オクラホマ以東の部族は、19世紀半ばまでに「国内の従属国家」とされていった。だが、連邦政府による全先住民居留地の支配体制はこれで確立したとはいえない。なぜなら、西部先住民は独立状態を保っていたし、オクラホマ以東の部族も、連邦政府と条約の締結できる国家としてまだ認められていたからである。

19世紀後半における「内国植民地」の完成

西漸運動は、1862年のホームステッド法の制定や、1869年の大陸横断鉄道の完成などによっていっそう進展した。これに伴い、西部の先住民諸部族と開拓者との間でもめごとが頻発するようになった⁶⁾。この事態に対処するため、連邦政府は、西部の各部族に「居留地に移住するか、死（戦争）か」の二択を迫った。その結果、西部の先住民諸部族は否応なしに戦争に巻き込まれていく。例えば、オレゴンのヤキマ族は、開拓農民による土地の不法占拠から生じた戦争の結果、また、南西部のナバホ族も、(キット)・カーソン率いる陸軍の「懲罰的な」遠征の結果、政府指定の居留地に移住させられていった⁷⁾。

一方、大兵力を持つ西部平原地域のスー族に対して、連邦政府は、食料などを供与することを条件に、土地の譲渡、居留地制度の施行、陸軍の駐屯などを規定した条約を1851年に締結した。また、シャイアン族・アラパホ族に対しても、1861年に同様の趣旨の条約が結ばれた。だが、これらの部族に対して食料供与の約束は守られず、平原先住民の生活全般に欠かすことのできないバッファローも白人の乱獲により激減していたために、部族民の一部は開拓民や駆馬車を襲うようになった。そして、この状況は、1864年のメソヂスト派の牧師だったジョン・シヴィントンが率いたコロラド民兵隊による、シャイアン族の虐殺事件に帰結した⁸⁾。

1874年には、スー族の聖地であるブラックヒルズで金鉱脈を発見したことが引き金となり、連邦政府は、ブラックヒルズを永久にスー族のものとして認めることを規定した1868年協定の改正を求めた。しかし、交渉が決裂したため、連邦政府は陸軍のジョージ・カスターに軍事行動を命じた。リトル・ビクホーンの戦いで、スー族はカスターを討ち取ったものの、大陸横断鉄道を利用した「カスター追悼部隊」の早期派遣の結果、彼らは連邦陸軍に「逮捕」され、居留地に押し込められた⁹⁾。

こうして、1870年半ばまでに、合衆国政府は、全米各地の先住民諸部族を居留地に強制移住させることに成功した。1877年に勃発したネズ・パース戦争、1886年まで引き続いたアパッチ族の祈禱師ジェロニモらに対する軍事作戦、スー族の居留地にて老若男女約300人が殺害された1890年のウンデットニーの虐殺事件など、陸軍による暴力行為はその後も続いたが、先住民諸

部族は、互角に陸軍と渡り合うだけの力をこの時まで失っていた¹⁰⁾。

このような先住民部族の弱体化に平行して、政府は、先住民部族を「従属国家」とみなす従来の方針を次第に改めていった。例えば、1871年には、既に条約で定められている場合を除いて、先住民部族を条約締結権のある「国家」として認めないとする法律が、1878年には、先住民からなる警察隊を居留地で組織して「文明化」政策に逆らう部族民を逮捕する制度が、1885年には、居留地における重要犯罪を合衆国の裁判所で裁くことを規定した法律が、それぞれ定められていった¹¹⁾。そして、1887年に制定された単独土地割り当て法（通称ドーズ法）では、一定期間農地を維持できた先住民を「アメリカ市民」にすることが、1898年のカーティス法では、文明化5部族についても「（従属）国家」として取り扱わないことが最終的に定められた。これをもって、先住民居留地の「内国植民地」統治に必要な法体系は整ったといえるだろう¹²⁾。

このような居留地統治政策は、居留地の白人監督官による生活全般に及ぶ管理体制の下で20世紀以降も維持された。しかし、先住民の「文明化」を目的としたこの政策は、先住民の生活水準の向上に寄与することはなかった。客観的な数値からみても、経済的に政府援助から自立できた先住民は僅かであり、人口も世紀転換期まで減少の一途を辿っていたからである。多くの先住民は、ドーズ法で与えられるはずの市民権の付与が延期され、20世紀半ばまで、「合衆国の従属民」とされ続けたし、運良く市民権を得た者も、州法によって参政権や白人との結婚などが認められない場合が多かった¹³⁾。

現在、センサスにおける合衆国の最貧困地区が先住民居留地にあることから分かるように、1世紀を経た今でも、先住民居留地は合衆国の「内国植民地」のままである。

第2節 「内国植民地」化への先住民改革者の関与

第1節では、先住民居留地に対する「内国植民地」統治制度が確立するまでの過程を政策史的に振り返った。第2節では、東部のプロテスタント系の教会エリートからなる民間の先住民改革者が、19世紀後半の先住民居留地の「内国植民地」化に果たした役割について説明したい¹⁴⁾。

19世紀後半における先住民改革運動の出現

19世紀後半になると、合衆国政府は、先住民居留地の「植民地」化を推進するために、軍隊という暴力装置だけではなく、民間指導者を居留地に派遣して先住民の「文明化」を担わせるという「平和的な」方法を併用するようになった（「平和政策」）。西部開拓民が陸軍の強化を強く求める中で、この方法が併用されたのは、戦争よりも「平和政策」を行う方が安上がりであると政策決定者がみなしたからである¹⁵⁾。

しかし、南北戦争の再建期において、先住民の「文明化」を効果的に成し遂げるために使える予算や人材は限られていた。そこで、グラント大統領は、東部都市部のプロテスタント系教会エリートに無償協力を求める方法を考案した。教会エリートが解放奴隷政策に積極的に協力していたことから、これは成果の見込める企てだった。

その結果、1869年に彼らを集めて作られた政府組織が連邦インディアン行政委員会（BIC）である。BICの名目上の設立目的は、BIAの監査と改革にあった。しかし、政府は、委員として選んだ教会エリートを介して、居留地の「文明化」政策にミッションの協力を得ることをBICに強く期待していた。その期待に応じて、先住民ミッションを行っていた各教派の伝道ボードの中央組織の責任者を集めて居留地政策を議論する伝道ボード代表者会議を、BICは1871年に組織した。

この会議を通して、ミッション団体とBIAの協力関係はさらに進んだ。例えば、居留地のインディアン監督官の任命権を各教会に委任する政策が大規模化し、各伝道ボードが居留地支配に直接的に関与するようになっていった¹⁶⁾。

19世紀末における先住民改革運動の興隆

「平和政策」における政教の協力関係は、各教派の先住民居留地へのミッション事業の拡大を促した。それに伴って、東部都市部では先住民ミッションの話題が報じられる機会が多くなった。結果、1880年前後の東部都市部では先住民改革が空前のブームとなり、民間の先住民改革団体が東部各都市に相次いで設立された¹⁷⁾。

このうち、当時の先住民改革運動をまとめる役割を果たしたのが、1883年に設立されたモホック湖インディアン友愛者会議である。BICの主催したこの年次会議には、各地の先住民改革団体の関係者の他に、プロテスタント各教派の伝道ボードの幹部、人種マイノリティ改革全般に関心のあった東部の著名牧師、政府や行政の先住民改革派などが広く集まり、主に先住民政策改革について話し合われた。そして、統一見解として議決された政策改革案は、ロビイストなどによって政府や連邦議会に訴えられていった¹⁸⁾。

会議で議論された先住民改革案は、改革者の机上の空論ではなく、多くの案が連邦政策として結実している。例えば、居留地の子供達は「遺伝的に劣等」であるから、先住民専門の寄宿学校を建設して、基本的な読み書きと手作業教育に限定された特殊な教育を大規模に実施すべきとする教育改革案は、BIAの基本政策として採用され、政府の費用によって多くの寄宿学校が建設されていった¹⁹⁾。

このような教育政策以外にも、政府が行うべき先住民居留地支配に関わる多くの改革案を改革者達は政策化させている。別稿で述べたように、通説では、改革者の先住民救済に果たした人道主義的な側面が強調されているが、先住民を「遺伝的に劣等な有色人種」とみなしながら、20世紀における先住民居留地の「内国植民地」化を決定づける多くの政府政策を導いていた点で、彼らは、「植民地主義者」として批判的に分析されなければならない²⁰⁾。

第3節 「内国植民地」統治政策の植民地への輸出

第3節では、19世紀末に確立した先住民統治政策が植民地に「輸出」されていたことを、フィリピン植民地を例に説明していく。

先行研究が示すように、「公式」植民地を統治した経験がなかった合衆国の政策決定者は、19世紀における先住民居留地の統治経験が、フィリピン植民地統治の重要な先例になると考えて

いた。そのため、居留地の「文明化」政策を作り上げた先住民改革者に対しても、フィリピン人の改革に積極的に関与することを、大いに期待していた。こうした要請に応えることに先住民改革者もやぶさかでなく、1900年にはフィリピン植民地問題をモホンク湖会議の議題に加えた。そして、若い世代の植民地官僚を積極的に会議に加えながら改革を進めて、モホンク湖会議は、本国におけるフィリピン植民地改革者としての地歩を固めていった²¹⁾。

そこで、以下では、教育政策を事例に、先住民政策がどのような形でフィリピン植民地に「輸出」していたのかについて、また、それに先住民改革者がどのように関与していたのかについて簡単に紹介したい。

フィリピンへの教育政策の「輸出」

フィリピン教育改革を議論するにあたって、先住民改革者達は、先住民と同じく「遺伝的に劣等な有色人種」であるフィリピン人には、先住民教育の方法論をそのままの形で「輸出」することが最善であると考えた。そこで、先住民改革者は、自らの確立した方法を若い植民地官僚に積極的に伝えることで、先住民教育の輸出を図ろうとした。植民地官僚も前例とするべき事例が他になかったため、先住民改革者が運営していた寄宿学校を赴任前に視察したり、モホンク湖会議に足を運んで先住民教育者らと交流したりすることで先住民教育政策を積極的に学んだ²²⁾。

こうした植民地官僚のうち、先住民教育政策のフィリピン植民地への「輸出」を推進したのが、初代フィリピン教育長官のフレッド・アトキンソンである。彼は教育学者ではあったものの、「有色人種」教育についてはあまり知識がなかった。そこで、モホンク湖会議の有力指導者の一人が設立した黒人と先住民を対象とした寄宿学校であり、両人種を「遺伝的に劣等な有色人種」とみなして手作業に限定された教育を行っていたハンプトン農業師範学校を、アトキンソンは赴任前に視察することにした。視察の結果、彼は同校の教育方法に強い感銘を受けて、「遺伝的に劣等な有色人種」であるフィリピン人の教育には、同校の教育方法を手本とされるべきであると確信して、赴任後、ハンプトンを模した手作業学校をフィリピンに設置している²³⁾。

彼の発言を分析すると、ハンプトン方式の教育の「輸出」に熱心に取り組んだのは、人種差別主義的な理由だったことが分かる。例えば、彼が連邦教育局に提出した報告書では、「私たちは高等教育をやり過ぎている可能性と、フィリピン人が事務的な仕事に適さない可能性とに留意しないとイケない」と「劣等人種」への過剰な高等教育を戒めているし、1904年に行われた、モホンク湖会議演説でも、フィリピン人を「子供の人種」と表現して、現世代での「改善可能性」について否定的な意見を述べている²⁴⁾。

アトキンソン以後のフィリピン教育官僚の多くも、彼と同様の立場から手作業教育を重視する政策を推進していった。だが、ハンプトンのような寄宿制の手作業教育を全島規模で実施するのは植民地の財政的に不可能だったために、通学制学校のカリキュラムに手作業教育を加えることで、この政策を実施していった²⁵⁾。とりわけ、モホンク湖会議でハンプトン方式の学校教育のフィリピンへの普及を強く訴えていたウィリアム・C・フォーブズが総督に就任した

1909年以後は、フィリピンの学校において手作業教育の占める割合が増加していった。彼は、友人だったフランク・ホワイトを教育長官に据えると、手作業教育の実施状況を観察する監督官を派遣する政策や、フィリピン人教師を選抜して、マニラの師範学校で手作業教育を学ばせる政策を直ちに実施した。また、フィリピン人教師にハンプトン方式の手作業教育を教える目的で、『フィリピン・クラフトマン』という月刊誌も立ち上げている²⁶⁾。

こうした活動の結果、1910年代前半までに、手作業教育重視の先住民教育政策は、フィリピン植民地の教育政策として定着した²⁷⁾。

まとめ

以上みてきたように、19世紀初頭以来、段階的に進んだ先住民居留地の「植民地」化は、「内国植民地」的な統治政策が確立した19世紀末に完成した。そして、この統治方法の確立に寄与した先住民改革者は、新たに獲得した植民地のフィリピン人を、先住民と同じ「遺伝的に劣等な有色人種」とみなして、植民地官僚と協力しながら、先住民統治政策をフィリピン植民地へと「輸出」していった。こうした点から考えれば、19世紀の先住民統治政策は、20世紀の植民地統治政策へと続くものとして考察されるべきである。

なお、統治政策の系譜は、20世紀初頭で途絶えてしまったわけではない。先住民居留地にせよ、フィリピン植民地にせよ、20世紀半ばまで政策は抜本的に改正されることはなかったし、また、このような統治の方法論は、20世紀半ばの日系アメリカ人の強制収容政策や対日占領政策にも応用されているのである。したがって、アメリカ合衆国における植民地主義の歴史は、19世紀における先住民居留地の「内国植民地」化の歴史と、現代に続く20世紀のアメリカ帝国史との双方を見据えながら考察されなければならない。

筆者は、先住民やフィリピン人などの「改革の受け手」側の史料を中心に読み進めながら、19世紀初頭から現代まで続くアメリカ植民地主義の連続面を、今後調査していきたい。そうすれば、アメリカ史学に対して貢献できるだけでなく、近代の植民地主義に注目している他分野の研究者とも問題関心を共有できるだろう。

注

- 1) 宮下敬志『『アメリカ・インディアン改革』から『植民地改革』へ：人種マイノリティ「改革」者のハワイ・フィリピン・プエルトリコ「改革」への関与、一九〇〇～一九一〇』『立命館文学（長田豊臣教授退職記念論集）』597号（2003年6月）、125-43。
- 2) 植民地時代の先住民通史は、Francis Paul Prucha, *The Great Father: The United States Government and the American Indians*, unabridged ed. (Lincoln: Univ. of Nebraska, 1984; reprint, 1995), 5-28を参照。イロコイ族については、ドナルド・A・グリーンデJr., ブルース・E・ジョハンセン『アメリカ建国とイロコイ民主制』星川淳訳（みすず書房、2006年）を参照。チェロキー族については、佐藤円「チェロキー族における部族政府の組織化：18世紀の初頭から1820年代まで」『法政史学』49号（1997年3月）、31-57、佐藤円「寡頭制か民主制か：強制移住以前のチェロキー族の政治体制に関する評価をめぐっ

- て』『法政史学』50号（1998年3月），104-39，佐藤円「チェロキー族の女性と『文明化』』『大妻比較文化』2号（2001年），77-97を参照。
- 3）Prucha, *The Great Father*, 35-61, 76-79; Jack Campisi and William A. Starna, “On the Road to Canandaigua: The Treaty of 1794,” *American Indian Quarterly* 19 (Fall 1995), 467-90; チェロキー族のオクラホマ強制移住に関する歴史は，佐藤円「強制移住政策下のチェロキー族：大族長ジョン・ロスのリーダーシップをめぐって」『史苑』50号（1990年2月），85-109; 鶴月裕典「一八三〇年インディアン強制移住法成立過程の一考察：白人社会内の賛否両論の検討を中心として」『札幌学院大学人文学会紀要』48号（1990年12月），23-52。鶴月裕典「1834年インディアン関連2法とインディアン強制移住」『札幌学院大学人文学会紀要』52号（1992年12月），177-205。鶴月裕典「ジャクソン期のインディアン強制移住政策とインディアン」『常識のアメリカ・歴史のアメリカ』金井光太郎，遠藤泰生編，知のフロンティア叢書4（木鐸社，1993年）を参照。
- 4）Cherokee v. Georgia, *United States Report* (1831), 15; Prucha, *The Great Father*, 270-92; Frank W. Porter III, *The Bureau of Indian Affairs* (New York: Chelsea House Publishers, 1988), 38-56.
- 5）なお，部族の一部は，連邦を支持し，オクラホマから北軍の支配地域に移動した。W・T・ヘーガン『アメリカ・インディアン史』第3版（北海道大学図書刊行会，1998年），133-38。
- 6）ホームステッド法については，岡田泰男『フロンティアと開拓者：アメリカ西漸運動の研究』（東京大学出版会，1994年），11-32を参照。
- 7）Robert M. Utley, *Frontiersmen in Blue: The United States Army and the Indian, 1848-1865* (New York: Macmillan, 1967), 175-210, Robert M. Utley, *The Indian Frontier of the American West, 1846-1890* (Albuquerque: Univ. of New Mexico Press, 1984), 31-127; Prucha, *The Great Father*, 447-56.
- 8）David Savaldi, *Sand Creek and the Rhetoric of Extermination: A Case Study in Indian-White Relations* (Lanham: Univ. Press of America, 1989) ; Utley, *Frontiersmen in Blue*, 281-99; Prucha, *The Great Father*, 457-61.
- 9）Larry Sklenar, *To Hell with Honor: Custer and the Little Bighorn* (Norman, Univ. of Oklahoma Press, 2000) ; Utley, *Indian Frontier*, 157-201.
- 10）Bruce Hampton, *Children of Grace: the Nez Perce War of 1877* (Lincoln: Univ. of Nebraska Press, 2002) ; David Roberts, *Once They Moved Like the Wind: Cochise, Geronimo, and the Apache Wars* (New York: Simon and Schuster, 1993), 13-368; Prucha, *The Great Father*, 726-33; Robert M. Utley, *The Last Days of the Sioux Nation* (New Haven: Yale Univ. Press, 1963), 60-285.
- 11）Indian Appropriation Act, *Statutes at large* 16, 566 (1871) ; Major Crime Act, *Statutes at Large* 20, 385 (1885) ; William T. Hagan, *Indian Police and Judges: Experiments in Acculturation and Control* (Lincoln: Univ. of Nebraska Press, 1966, reprint, 1980), 1-175; Paul Stuart, *The Indian Office: Growth and Development of American Institution, 1865-1900* (Ann Arbor: UMI Research Press, 1979), 1-218.
- 12）Curtis Act, *Statutes at large* 30, 495-519 (1898) ; Francis Paul Prucha, *American Indian Policy in Crisis: Christian Reformers and the Indian, 1865-1900* (Norman: Univ. of Oklahoma Press, 1976), 227-64; Janet A. McDonnell, *The Dispossession of the American Indian, 1887-1934* (Bloomington: Univ. of Indiana Press, 1991), 1-5; W・E・ウォッシュバーン「ドーズ法とアメリカ・インディアン：インディアン部族制の破壊」鶴月裕典・西出敬一訳『札幌学院大学人文学会紀要』45号（1989年8月），23-91。
- 13）「文明化」政策が，各部族固有の文化を，無価値なものとして排除し，結果的に多くの文化遺産が失われてしまったことも忘れてはならない。
- 14）本稿の分析する先住民改革者については，宮下敬志「アメリカ革新主義におけるマイノリティ改革者：その人的ネットワークの分析」『西洋史学』221号（2007年1月），44-59。宮下敬志「一九世紀末から革新主義時代にかけてのアメリカ東部諸改革運動の系譜：アメリカ先住民（インディアン）改革者の

- 分析を通して』『立命館文学』580号(2003年6月), 22-46。宮下敬志「文明化」ミッションにおける白人改革者の利害: 十九世紀末アメリカ先住民契約学校制度の分析』『立命館史学』27号,(2006年11月), 41-6を参照。
- 15) Prucha, *The Great Father*, 501-33; Robert H. Keller, Jr., *American Protestantism and United States Indian Policy, 1869-82* (Lincoln: Univ. of Nebraska Press, 1983), 189-93.
- 16) Henry E. Fritz, "The Board of Indian Commissioners and Ethnocentric Reform," in *Indian White Relations: A Persistent Paradox*, ed. Jane F. Smith and Robert M. Kvasnicka, (Washington: Howard Univ. Press, 1981), 57-78; Francis Paul Prucha, *Indian Policy in the United States* (Lincoln: Univ. of Nebraska Press, 1981), 198-213.
- 17) William T. Hagan, *The Indian Rights Association: The Herbert Welsh Years, 1882-1904* (Tucson: Univ. of Arizona Press, 1985).
- 18) 宮下「アメリカ革新主義におけるマイノリティ改革者」, 45-6。宮下「一九世紀末から革新主義時代にかけてのアメリカ東部諸改革運動」, 26-40。
- 19) 別稿で論じたように、当時の先住民改革者は、肉体的な特徴だけではなく、知的能力も後天的に遺伝すると考えていた。そして、歴史を通して形成されてきた先住民の「劣等性」は、数世代では改善不可能であるとみなしていた。宮下「アメリカ革新主義におけるマイノリティ改革者」, 47-8。
- 20) 宮下「アメリカ革新主義におけるマイノリティ改革者」, 44-59。
- 21) Anne Paulet, "The Only Good Indian is a Dead Indian: The Use of United States Indian Policy as a Guide for the Conquest and Occupation of the Philippines 1898-1905" (Ph.D.diss., State Univ. of New Jersey, 1995), 222-314; 宮下「『アメリカ・インディアン改革』」, 125-43を参照。
- 22) Glenn A May, "Social Engineering in the Philippines: The Aim and Execution of American Educational Policy, 1900-1913," *Philippine Studies* 24 (1976) : 135-183; 宮下「『アメリカ・インディアン改革』」, 125-43。
- 23) ハンプトンは元々解放黒人教育のための寄宿制手作業学校だった。1880年代にハンプトン教育はBIAに高く評価され、その後各地で建設される先住民学校のひな形となった。なお、アトキンソンは、ハンプトン以外にもタスキーギ学校を視察した。
- 24) Bureau of Education, *Present Education Movement in the Philippine Islands*, by Fred W. Atkinson (Washington D. C.: GPO, 1902), 1320-24; May, "Social Engineering in the Philippines," 146-47; Frederick D. Atkinson, "The Philippine Problem," in , *Proceedings of the 22nd Annual Meeting of the Lake Mohonk Conference of Friends of the Indian and Other Dependent Peoples, October 19-21, 1904*, reported by William J Rose (New York: Lake Mohonk Conference, 1904), 58-66.
- 25) May, "Social Engineering in the Philippines," 135-183.
- 26) W. Cameron Forbes, "What had Be Done for the Material Advancement of the Philippines," in *Proceedings of the 26th Annual Meeting of the Lake Mohonk Conference of the Lake Mohonk Conference of Friends of the Indian and Other Dependent Peoples, October 21-23, 1908*, reported by Lilian D. Powers (New York: Lake Mohonk Conference, 1908), 117-23; May, "Social Engineering in the Philippines," 171-83; Coleman Mary E. "The Schools of the Philippine Islands," in *Proceedings of the 26th Annual Meeting of the Lake Mohonk Conference*, 98-102; コールマンによれば、こうした師範学校は、手作業労働を主とする寄宿学校だった。
- 27) *Philippine Craftsman* 1 (June 1912) ; May, "Social Engineering in the Philippines," 171-83.